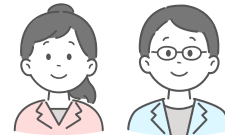


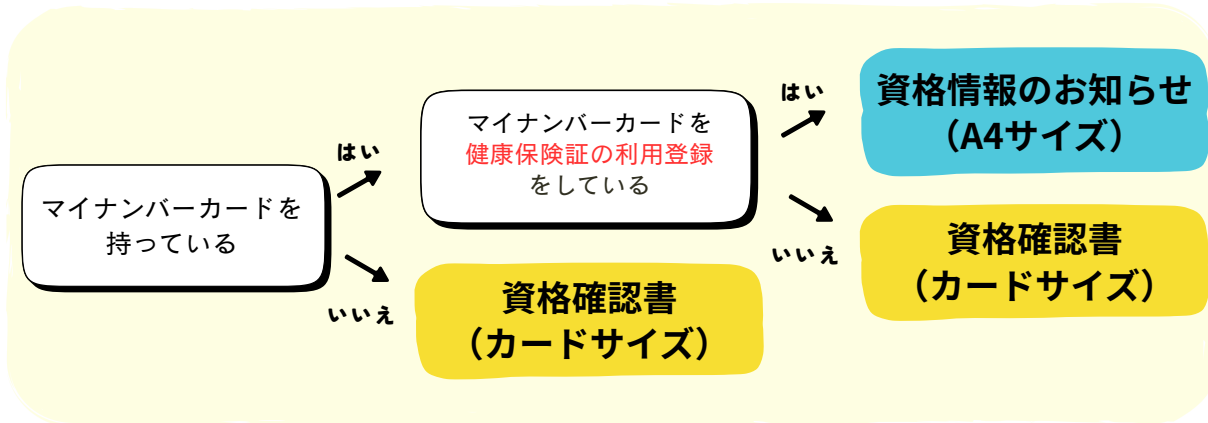
組合員のみなさまへ



お手元の健康保険証の有効期限は 2025年7月31日に満了となりました。

※2024年12月2日～6月末交付の資格確認書含む

マイナンバーカードの所持の有無、健康保険証の利用登録の有無により、お届けしたものが異なりますので、ご自身がどちらに該当されるかをご確認ください。



資格情報のお知らせ (A4サイズ)

＜健康保険証の登録をしたマイナンバーカードをお持ちの方＞

ご自身の国民健康保険の資格情報を把握するためのものです。医療機関を受診する際は、健康保険証（有効期限内）の利用登録をしたマイナンバーカードで受診してください。

なお、「資格情報のお知らせ」のみで医療機関を受診することはできませんのでご注意ください。

✔ 氏名や被保険者記号・番号などが記載されております。内容に間違いがないかご確認ください。

✔ マイナポータルでも同様の内容が確認可能です。



資格確認書 (カードサイズ)

＜マイナンバーカードをお持ちでない方＞

＜マイナンバーカードは持っているが、健康保険証の利用登録をしていない方＞
※マイナ保険証の利用登録解除（申請中含む）した方、電子証明書の有効期限が切れた方も含みます。

ご自身の国民健康保険の資格情報をご確認いただけるものです。医療機関を受診する際にご提示ください。

✔ 有効期限をご確認ください。今回交付の有効期限は「令和9年7月31日」です。

✔ 氏名や被保険者記号・番号などが記載されております。内容に間違いがないかご確認ください。



※退職等で資格喪失される場合は、資格確認書を組合までご返却ください。

退職等で資格喪失された場合は、必ず事象発生から2週間以内の届け出をお願いします。